

青梅市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞および弁明の機会の付与の通知を公示送達によって行う場合の方法について、所要の規定の整備を行いたいのので、この条例案を提出いたします。

青梅市行政手続条例の一部を改正する条例

青梅市行政手続条例（平成 8 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「処理基準」を「処分基準」に改める。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を

することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」および「同条第3項」の次に「および第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項および」の次に「第4項ならびに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市行政手続条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第15条第3項および第4項(これらの規定を改正後の条例第22条第3項(改正後の条例第25条後段において準用する場合を含む。))および第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。